

# 平成30年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年5月29日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 8名

副 会 長 11番 大 塚 弘 士

会 員 4番 坂 本 成 一

5番 高 田 英

6番 麻 生 俊之輔

7番 二ノ宮 政 広

8番 安 部 義 浩

9番 江 藤 国 子

10番 小 野 恵美子

4. 欠席委員 1番 大 津 雄 司

2番 縣 次 男

3番 姫 野 康 二

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第4条の規定による許可申請について

④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑥ 非農地証明の発行について

⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑧ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

⑨ 農業振興地域整備計画の変更について

⑩ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していま

すので、只今より平成30年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますが、会長が全国農業委員会会長大会に出席していますので、副会長の大塚弘士委員さんに議事進行をお願いします。

副会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 4番 坂本 成一 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」  
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について意見があります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案第1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第2～3号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号及び3号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号ですが、議席番号10番、小野恵美子委員から説明をお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明致します。この受人と渡人は兄弟です。渡人は千葉県に住んでおられて、長年受人が耕作をしておりました。渡人が、「受人が長年耕作しているのだから贈与する」ということで、別に問題ないと思いました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

それでは、この議案2号について質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、小野恵美子委員さんから説明をお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明します。この渡人ですが、お父様が亡くなられて、耕作する方がいないので、受人が現在菊を作っているのですが、家から近い土地で便利がよいので、購入して申請地にも菊を植えたいということです。受人は菊や野菜、米を熱心に作っております。別に問題はないと思います。宜しく申し上げます。

議 長

それでは、議案3号について質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

### ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第4～6号 3件)

議 長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案4号及び6号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と

判断され、問題はないと考えます。

議案5号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと思います。

議 長

それでは議案4号ですが、議席番号3番 姫野康二委員が欠席していますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案4号です。資料8ページからになります。

こちらは、持ち分が3分の1ずつで3人の共有名義で別荘地を所有していました。最終的には、その内の1名の名義に変更するのですが、手続きをしている時に農地と分かりましたので、今回、始末書を添付して4条の申請をしたいとの事です。現状に合わせて宅地としたいということで、特に問題はないと考えます。

議 長

議案4号について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

事務局の説明では、隣地同意は必要ないみたいな感じなのですが、始末書付きの案件なのでどうなのか。周りには沢山非農地がありますが、実際影響が出てないのか気にかかるところです。

事 務 局

始末書の案件については、今まで隣地同意はいただいておりません。これまで特に問題はなかったということで必要ないかと思えます。

5番 高田 英 委員

現実的には建物が建って、農地が陰になったりする事の影響が出ないか、心配してお聞きしたのですが大丈夫ですか。

事 務 局

実際、現地に行ってみましたが、そこまで影響が出ている様に思いませんでした。

5番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。はい、ありがとうございます。挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案5号について議席番号7番、二ノ宮政広委員より説明をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

議案5号につきまして、説明させていただきます。

この申請人につきましては、平成15年に整地して資材倉庫に転用している様でございます。平成15年当時に申請地の水路48㎡は国の所有だったのですが、それを買取ってここを資材置き場にしたということです。司法書士にお願いしていたのですが、当時農地転用をしていないことに気づかなかったということです。現地を確認しますと、すでに資材置き場と資材倉庫として活用しており、農地の復元というのは無理がありましたので、今回の申請になりました。ご審議のほど宜しく申し上げます。

議 長

それでは、議案5号について質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この5号案件 許可相当と認めます。

続きまして議案6号ですが、議席番号1番 大津雄司委員が欠席でございますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

それは、すでに始末書にありますように、昭和48年12月1日に農地法を知らずに家を建ててしまったと言うことで、今回併せて転用したいとの事でした。特に問題はないと思います。

議 長

それでは、議案6号について質疑を受けたいと思います。

質問はないですか。

(ありません。)

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6号案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第7号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案7号の農地区分は、中山間地域と相対する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと思います。

議 長

議案7号ですが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

借人は貸人と一緒に住んでいますが、現在建っております家屋が、土砂災害特別危険区域となっており、今回、家を新築するにあたり同じ場所に建てるのは怖いからという事で、道を挟んだ隣の農地に家と農機具倉庫を移したいということでの申請になっております。

議 長

議案7号について、質問があればお願いします。  
ご質問はありませんか。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

先程の説明では、災害が起こる可能性がある所に住めないで、下に住むというのが、よくわからなかったのですが、ほぼ真下に建ててそれは問題ないのですか。

事 務 局

11ページの字図を見ていただければわかるのですが、4060番地に今現在住んでおまして、4060番地の東の3分の1が特別危険区域という事で、レッドゾーンに入っていて、山が90度近く切り立っている様な所です。見上げたら今にも崩れ落ちて来そうな所でしたので、離れた所に家を建てたいとの事だったのですが、自分の土地があったので、今申請している土地に家を建てたいとの事です。

5番 高田 英 委員

4059番に建てれば、その問題は解消されるのですか。

事 務 局

絶対ではないのですがレッドゾーンではないという事で、家を建てることは可能です。

議 長

以上の説明ですが、納得していただけましたでしょうか。

5番 高田 英 委員

はい、わかりました。

議 長

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この7号案件 認めます。

○日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案8～12号 5件)

議 長

日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号の農地区分は、10ヘクタール以上の一団農地の区域内であり、第1種農地と判断されます。

議案9号及び12号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され問題はないと考えます。

議案10号及び11号の農地区分は、中山間地域等に存在と相対する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと思います。

議長

それでは、議案8号ですが 議席番号1番 大津雄司委員が欠席していますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

3月に下市見取で転用の申請が出ている所の近くになるのですが、ここも全て第1種農地です。16ページの字図を見ていただくと、今回申請する5筆の北側に10ヘクタール以上の一団の農地があります。こちらの方もその続きと言う事で、第1種農地と判断させていただきました。この5筆を全部で8区画の建売住宅を建てて販売する計画です。特に問題はないと思います。以上です。

議長

それでは、議案8号について質疑を受けたいと思います。  
質問はありませんか。

(9番 江藤 国子 委員より挙手有り)

9番 江藤 国子 委員

1種農地なんですけど、集落接続によるといったら大体親子で家を建てるとかその様な事かと思ったのですが、そうやってどんどん建売住宅にしていくと、隣接しているからと言って、またどんどん出てきて、1種農地が減っていってしまう気がするんですけど、問題はないのですか。

事務局

湯布院にて、親子代で住んでいる家の隣に、若夫婦の家を建てるということで、1種の転用が認められたケースがありました。その時は、たまたま圃場整備田ですが農用地区域が外れていた箇所がありまして、そこに建てる事が出来たのですが、今回の下市は、周辺がほとんど圃場整備田になっておりまして、今は農用地区域を外せないようになっています。この辺りについては、農用地区域が外せないで、そこまで開発は進まないと考えていいと思います。

事務局

(5番 高田 英 委員挙手有り)

5番 高田 英 委員

浄化槽の放流先も雨水と同じですか。

事務局

初瀬井路に放流するということになっています。

5番 高田 英 委員

わかりました。

議長

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この8号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号について、議席番号8番 安部義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案9号について、説明します。

場所は、県道小挾間線 古野という所です。19から21ページをご覧ください。20ページを見てわかる様に、周りは宅地化しております。申請地の下の田の持ち主とは、隣地同意も出来ておりまして、排水も古野井路の方にという事です承をもらってございました。別に問題はないと思います。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長

議案9号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案10号について私(11番 大塚 弘士委員)が説明致します。

議案10号、議案11号の資料を見ていただければわかる通り、場所が一緒ですので10・11号同時に進めていきたいと思っております。現地を見ました。行った時には、綺麗に掃除をしていて状況どおりにしており、現地を見るには見やすかった様な気がします。ここにあります様に周りが森林や畑になっておりますが、雑草が生えている状態でありまして、ここだけは綺麗にされてる状況であります。説明は以上でございます。

この議案10号・11号の案件、質疑があればお願いします。

(5番 高田 英 委員挙手有り)

5番 高田 英 委員

相關図を作っていないので、現地がどういう斜面なのか全くわかりません。何故ならば、バラスをそこに置くという事は、その対策はどんな風に行っているのか図しか何もありません。

11番 坂本 弘士 委員



この道の下には公共道路がありますので、そこから坂本砒業所はユンボもありますので、そこに道を作って行くという話は聞いております。

5番 高田 英 委員

それはわかりますが、資材置場にするということはバラスを止める柵とかで道路に出ないようにする対策が図面の中に何も無いのですが。

事 務 局

聞いているのは、進入路について進入路に沿って素掘りの雨水として、溜め枡を設置するという事です。

5番 高田 英 委員

やはりそれを図面にしてください。

事 務 局

わかりました。

8番 安部 義浩 委員

27ページの字図を見ていただくと、横に畑と田があるのですが、隣地同意はいいのですか。

事 務 局

隣地同意は、受けております。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この議案10号及び11号の案件、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この10号及び11号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、議席番号2番 縣 次男委員が欠席していますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

申請の手引は、経営されているお蕎麦屋さんの倉庫として及びどぶろくの倉庫としても使用したいとのことです。すでに倉庫が建っておりまして、始末書がついております。今回の議案1号で借人の父親と貸人との解約が出ているのですが、申請地を受人の父が借りている時に砂利敷にし倉庫を建ててしまったという事で、始末書が添付されております。

問題はないと思います。

議 長

この12号案件、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この12号の案件、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、議案12号案件 許可相当と認めます。

○日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案13号 1件)

議長

日程 第6 非農地証明の発行について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

議案番号13号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この13号案件 承認致します。

○日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案14～19号 6件)

議長

日程第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議長

それでは、議案14号から17号について、利用権継続設定の案件ですので、一貫して質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

この議案14号から17号について、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この14号から17号の案件 承認致します。

続きまして、議案18号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

借受人は美容師ですが、家族全員で農業を始めたいということで、耕耘機・運搬車など農機具も持っていますし、問題はないと思います。

議長

議案18号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

議案18号について、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この18号の案件 承認致します。

続きまして、議案19号についてお願いします。

事務局

借受人は、コンバインやトラクターなどたくさんの機械を備えておりました、後継者の方もいらっしゃると思います。

議長

それでは、議案19号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

議案19号について、承認競れる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この19号の案件 承認致します。

○日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」

(議案20号 1件)

議長

日程第8 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第8 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)、議案朗読説明。

議案20号は、農業経営基盤促進法第18条第3項目の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案20号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

議案20号について、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この20号の案件 承認致します。

○日程 第9 「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案21~26号 6件)

議長

日程第9 農業振興地域整備計画の変更について、6件あります。農政課より説明をお願いします。

農政課

日程第9 農業振興地域整備計画の変更について、議案朗読説明。

議長

それでは、箇所番号1番について意見を聞きたいと思います。

質問はありませんか。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

2・3ページに同じ所有の方の田がありますが、これも併せて山林にされる計画なの  
でしょうか。

農 政 課

現状の計画では、山林にすると聞いております。

5番 高田 英 委員

分かりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、意見なし付して答申して委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号2番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号2番について、意見なし付して答申して委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号3番について、質問・意見があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

バイオマス発電は、どこかの業者がこの土地を購入してするのですか。それとも個人  
ですのですか。

農 政 課

あくまでも申出者が、誰かに売るとかいうのは、聞いていません。申出者が土地を売  
らずに貸すかまでは聞いていませんが、業者が買い取って進めていくという計画では聞  
き取りを行っていません。

5番 高田 英 委員

農振の除外は転用と絡んでいますから。

農政課で除外の申請を受けて転用に繋がるかどうか、農業委員会と一緒に協議してい  
くのが、今までのスタイルではなかったかと思うのですが、連携は取れているのでし  
ょうか。

事 務 局

話自体は聞いているのですが、この先何処の業者に渡すとかいう話は、特に聞いてお

りません。

5番 高田 英 委員

ちょっと認識がないのですが、バイオマス発電というのは、周辺に何らかの影響とかないのですか。

農 政 課

今の質問に関してですが、実際田への影響というところまで、窓口に来た方は業者だったのですが、その方に確認出来ていません。事務局も単独で調査している事もありますので、今はお答えしようがない状況です。

4番 二ノ宮 政広 委員

今、業者と言いましたが、話では自分がする様な話ですが。

5番 高田 英 委員

設置業者でしょ。設置する業者しか、基本的わからない。  
周辺に田とか農地がある様ですが、同意は取れているのですか。

農 政 課

同意は取れています。

4番 二ノ宮 政広 委員

それなら、同意有りを書くべきでは。

議 長

それでは、今回は保留という事で、農政課とまた申請者と協議し直してわかる様に再度、審議にかけるという事でよろしいでしょうか。

5番 高田 英 委員

農振除外は、結構時間がかかるんです。つまり対策審議会が年に3回しかないのも、ここで保留をかけてしまうと何ヶ月後ですよ。それで、また載せるという話ですが、大丈夫ですか。

意見ありとすれば、対策審議会でもう一度諮られるので、そこで、最終的に審議されるので、農政課としては意見有りとしてもらったらどうですか。

農 政 課

年に3回しか農振の審議会はありませぬので、意見有りです。来月開催予定の対策審議会でも、また農業委員さん2名いらっしゃいますので、ここで審議していただくとありがたいです。

議 長

それでは農業委員会としては、今回は同意が出来なかったという事で進達して、農政課に再度意見を戻したいと思います。

5番 高田 英 委員

同意ではなくてあくまで答申なので、意見を付す。その内容は、事務局にお任せします。所有物に影響が出ないようにとか、そういったことでいいのではないかと思います。

議

長

農業委員会としては、意見を付して、そういう形で取りまとめていきたいのですが。それで、委員の挙手をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。そういうことで、農政課さん宜しくお願いします。

続きまして、箇所番号4番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号4番について、意見なし付して答申して委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

箇所番号5番について、質問・意見があればお願いします。

(5番 高田 英 委員挙手有り)

5番 高田 英 委員

地権者が亡くなられて、奥さんからの申請になっていますが、ただ法定相続人とはどの様に選出されたのでしょうか。普通、戸籍謄本から遡って相続人全てを洗い出しをして、ひとつの財産ですから相続人を特定したのかどうかを聞いている。あちらが、一方的に上っ面の事だけで判断しているのか、確認したのかということですか。

農 政 課

戸籍を取っていただいて、妻と子供2名いることがわかりました。その方達がいることに関して、そのまま申出書を受け取るのではなく、法定相続人の皆さんから同意してまずという事があった方が問題がおきにくいという事で、取っていただきました。

5番 高田 英 委員

その通りだと思います。一度過去に何もやってない事がありました。財産ですから、ちゃんと戸籍を取って法定相続人も全て調べて、全ての方に印をもらうのが正しい事です。

議

長

他にありませんか。

(ありません。)

箇所番号5番、答申してよい委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、答申致します。

続きまして、箇所番号6番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号6番について、意見なし付して答申して委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

その他で質問等あればお願いします。

推進委員さんからも何かあればお願いします。

(推進委員 安部 英助 委員より挙手有り)

推進委員 安部 英助 委員

質問ではないのですが教えて欲しいのですが、まず17号なのですが、親子で使用貸借のメリット及びどういう理由とするのか教えて欲しいのと、20号ですが公益社団法人が受人になっているが、所有権移転する事になるのか。

事務局

議案17号についてですが、親子ですけど農業者年金の経営移譲年金の受給の関係です。次に議案20号ですが、そのとおりです。その後公社が農業者に売り渡します。

推進委員 安部 英助 委員

日程9の箇所番号3番ですが、本人が設置してやるのか、業者がするのか燃料調達とか、資金関係がかなり大きくなるんですが、資料や意見を徴集した事があれば教えて欲しい。バイオマスは相当資金がかかるので、県とか国の補助を受けないと実施が困難ではないか。燃料調達が、非常に厳しい状況になると思いますので、その辺の情報があれば教えて欲しいのですが。

農政課

状況では業者さんが来ていますが、申出者から買い取って経営していくとは聞いていません。あくまでも申出者の土地を使って、バイオマス発電をしたいという事で聞いております。今回農業委員会の意見を受けて、深く聞いておきたいと思います。燃料ですが、今聞いてますのは木質チップを県内で製造している所があって、そこから車で運搬して来て、木質チップをおける容器を土地に設置して木質チップを入れて、その横に発電装置があると聞いています。持ち運びしやすい形で、その土地に運ばれて来ると聞いています。

議長

他にありませんか。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長

野次男

委員

坂本成一

